

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件の一部を改正する件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 6 年 7 月 1 日
経済産業省イノベーション・環境局環境経済室
環境省地球環境局地球温暖化対策課

1. 告示の題名

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件の一部を改正する件

2. 意見公募手続を実施しなかった理由について

今回の改正は、経済産業省組織令及び産業構造審議会令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 235 号）の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続は実施していません。